

一般災害対策編

【沿革】

昭和45年		作成
昭和51年	4月	第1次修正
昭和55年	2月	第2次修正
昭和56年	3月	第3次修正
昭和57年	12月	第4次修正
昭和59年	5月	第5次修正
平成2年	3月	第6次修正
平成13年	2月	第7次修正
平成20年	3月	第8次修正
平成27年	2月	第9次修正
(総則編を統合)		

## 第2編 一般災害対策編

### 第1章 総則

第1節	計画の策定方針	484
第2節	防災責任者等の処理すべき事務及び業務の大綱	485
第3節	大館市の概況と災害	486
第4節	一般災害及び災害想定	488

### 第2章 災害予防計画

◆大館市の地域防災力を高めるために

第1節	防災体制の整備	491
第2節	自主防災力を活かした防災への取り組み	492
第3節	企業防災の促進	493
第4節	防災知識の普及啓発	494
第5節	防災訓練	497
第6節	ボランティア活動の推進	498
第7節	広域応援体制の整備	499

◆情報の流れを円滑にするために

第8節	情報連絡体制の整備	500
第9節	通信施設の整備	502

◆災害に強いまちをつくるために

第10節	防災都市づくりの推進	503
------	------------	-----

第 11 節	火災の防止	505
第 12 節	水害対策	507
第 13 節	土砂災害の防止	510
第 14 節	風害の予防	515
第 15 節	雪害の予防	519
第 16 節	建築物等の不燃化	527
第 17 節	道路・橋梁等の災害対策	529
第 18 節	農業災害対策	531
第 19 節	上下水道施設の強化対策	534
第 20 節	電力施設の強化対策	535
第 21 節	L P ガス施設の強化対策	537
第 22 節	電話施設の強化対策	538
第 23 節	鉄道施設の強化対策	539
<b>◆災害による被害の発生を減らすために</b>		
第 24 節	安全避難の環境整備	541
第 25 節	孤立集落対策	543
第 26 節	避難行動要支援者等の安全確保	545
第 27 節	救急・救助体制の整備	546
第 28 節	応急医療体制の整備	547
第 29 節	緊急輸送の環境整備	548
第 30 節	給水体制の整備	549
第 31 節	食糧・生活必需品の確保	550
第 32 節	廃棄物処理体制の整備	551
第 33 節	学校等教育施設の防災対策・防災教育	552
第 34 節	公共施設等の防災対策	553
第 35 節	文化財の災害予防	554
<b>◆計画的に防災事業を進めるために</b>		
第 36 節	指定防災拠点等の整備	555
第 37 節	広域防災拠点等の整備	556

### 第 3 章 災害応急対策計画

<b>◆活動体制を速やかに確立するために</b>		
第 1 節	災害対策本部の組織・運営	557
第 2 節	地方自治体及び民間団体等の相互協力体制	581
第 3 節	消防防災ヘリコプターの活用	583
第 4 節	自衛隊の災害派遣要請	584
<b>◆正確な災害情報をすばやく集めて伝えるために</b>		

第 5 節	気象予警報等の伝達	586
第 6 節	被害状況の情報収集・伝達	596
第 7 節	通信の確保	600
第 8 節	災害時の広報・広聴活動	601
<b>◆災害の拡大を抑えるために</b>		
第 9 節	消防・救急救助活動対策	603
第 10 節	水防活動	604
第 11 節	雪崩発生時応急対策	609
第 12 節	応急医療救護	612
第 13 節	交通・地域の防犯対策	614
第 14 節	緊急輸送対策	615
<b>◆被災者の生活を支えるために</b>		
第 15 節	家族を守る応急対策	617
第 16 節	避難対策	619
第 17 節	避難所の開設、運営	624
第 18 節	帰宅困難者支援	625
第 19 節	防疫・保健衛生対策	626
第 20 節	トイレ対策	627
第 21 節	入浴対策	628
第 22 節	動物の救護	629
第 23 節	避難所外避難者への支援	630
第 24 節	避難行動要支援者等の支援対策	631
第 25 節	こころのケア対策	632
第 26 節	ボランティアの受け入れ	633
第 27 節	飲料水の確保	635
第 28 節	食糧の確保	637
第 29 節	生活必需品の確保	639
第 30 節	優先給油計画	641
第 31 節	廃棄物の処理	642
第 32 節	行方不明者及び遺体の捜索・収容・埋火葬	644
第 33 節	学校等における応急対策	646
第 34 節	児童・生徒のこころのケア	647
第 35 節	応急保育の実施	648
第 36 節	災害救助法の適用	649
<b>◆地域の社会基盤を元に戻すために</b>		
第 37 節	宅地等の応急危険度判定	651
第 38 節	応急住宅対策	652
第 39 節	公共施設等の応急対策	653

第 40 節	道路・橋梁等の応急対策	654
第 41 節	治山・砂防施設等の応急対策	655
第 42 節	河川管理施設の応急対策	656
第 43 節	上水道施設の応急対策	658
第 44 節	下水道施設の応急対策	659
第 45 節	電力施設の応急対策	660
第 46 節	L P ガス施設の応急対策	661
第 47 節	電話施設の応急対策	662
第 48 節	鉄道施設の応急対策	663
第 49 節	農産物等の応急対策	664
第 50 節	文化財の保全対策	667

#### 第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	市民生活安定のための緊急措置	668
第 2 節	激甚災害の指定	670
第 3 節	り災証明書発行要領	671
第 4 節	復旧・復興計画の作成	672
第 5 節	財政負担に関する計画	673

#### 第 5 章 事故災害対策計画

第 1 節	林野火災対策計画	674
第 2 節	トンネル火災対策計画	677
第 3 節	危険物等事故対策計画	679
第 4 節	危険物等運搬車両事故対策計画	690
第 5 節	流失油等の防除対策計画	693
第 6 節	航空機事故対策計画	695
第 7 節	原子力施設災害対策計画	699